

第 3 8 0 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 3 年 6 月 4 日



## 5. 議事事項とその結果

第1号議案 「香川県資源管理方針の変更について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について（事前協議）」  
を事務局が報告した。

## 6. 議事のあらまし

北尾会長があいさつの後、議長となり、議事録署名人に山本委員と筒井委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「香川県資源管理方針の変更について（諮問）」事務局から説明願います。

〔事務局（恩田主任技師）〕

（資料1に基づき説明）

〔北尾会長〕

ただいま、資源管理方針の変更について説明いただきました。要は「まさば」と「ごまさば」が今回追加になるということです。12月に「くろまぐろ」と一緒にやればよかったのですが、有効期間が7月1日なので、今回ずれて追加をするということです。それと、「くろまぐろ」の報告期間ですが、ある程度漁獲に余裕があると見られる場合は3日を期限にゆっくり報告できるという内容です。この件について、何かご意見等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、議題1については適当である旨を答申したいと思います。

続いて、「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」説明をお願いします。

〔事務局（恩田主任技師）〕

（資料2に基づき説明）

〔北尾会長〕

「まさば」と「ごまさば」について、現行水準ということでございます。この件について、何かご意見等ありますか。

〔山本委員〕

「まあじ」とあるが、どのサイズが「まあじ」に該当するのですか。香川県の場合、魚市場に出ている銘柄は「スーパーゼイゴ」から大きいサイズまであります。どのサイズを対象にするのですか。全てを対象にするのですか。

〔事務局（恩田主任技師）〕

全てを対象にします。

〔北尾会長〕

その他、ご意見等ありますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

では、この件についても、異議なしということで答申してよろしいですか。

(一同、異議なし)

〔北尾会長〕

続いて3番目「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について(事前協議)」説明願います。

〔事務局(中山副主幹)〕

(資料3及び漁場計画案に基づき説明)

〔北尾会長〕

海区漁場計画の作成について説明していただきました。

〔北野委員〕

一点質問ですが、利害関係人の意見について、漁協の組合員以外の意見も受け付けるのですか。

〔事務局(中山副主幹)〕

漁業に限らず、海運や、極端な例を言うとレジャーなど、何人も意見を言う権利はあるということです。利害関係があることを自らが疎明することになっています。

〔小見山委員〕

「釣りをするのに邪魔だからどけ」という意見を聴かないといけないのですか。

〔事務局(中山副主幹)〕

聴かないといけないかは、また判断することになります。

〔北野委員〕

判断はしないといけないと思いますが、うちにも2名ほどそういう人間がいます。それで困っているのです。内容によっては、漁協の組合員以上に考えて対処しているところもあります。なので、ここのはっきりさせてほしいのです。何回も裁判になったりしているのです。水産課が強制的に受け付けないようにしてくれるのなら構わないのです。

〔山本委員〕

瀬戸内の場合は特別なのだと思います。志度湾の場合は、志度湾管理委員会で揉んでから、組合の総会にかけます。なので、組合員からこのような意見が出てくることは無いと思っているのですが、説明を聞いていて、利害関係者とは何のことだろうかと思っていましたが、組合員以外の人のことを言っているのですね。そういう人は限られると思います。普通の漁民の場合は、意見があっても調整ができるのだと思いますが。一部特例のところもあるのかもしれませんが。そこをしっかりと説明してくれないと。私たちは手順を踏んで計画を上げているのですから、それで「利害関係」と言われたら困ります。

〔北野委員〕

漁業に関しての意見を聴くだけなら構わないのですが、何でもかんでも受け付けるとなると困るのです。

〔山本委員〕

こうなっているのだから、しょうがないです。どこまで県が対処するかです。

〔橋本委員〕

前回のナマコと同じで、さぬき市漁協の組合長がハンコを押してしまったのと一緒なのです。また同じような問題になると思います。

〔事務局（柏山課長）〕

法律上の規定があるので、意見は聴かなくてはなりません。出てきたものについては受け付けますが、それを踏まえて漁場計画を変えるべきかどうかということになるかと思っています。当然、地元漁協で総会等にかけて多くの漁業者の了解のもとで出てきているものと思いますので、それは、海域の総合利用を図る上で、大きな判断の要因になるかと思っています。ですので、一部の人から出てきた意見に対して、計画を変えるということは、普通の状況であれば無いと思っています。

〔小見山委員〕

そんなあやふやに言わなくても、「わけのわからない人間から意見が出てきたとしても、県としては相手にしませんから心配しないでください」と言えばいいのです。

〔宇山委員〕

そうしたら、組合に押しかけてくるかもしれませんね。

〔北野委員〕

いや、その人間は県に押しかけて行っています。今期、共同漁業権が消滅になる分に関しても、権利者が同意しているのに、一部の員外者が文句を言うのです。

〔志摩委員〕

現実問題として、県は「裁判する」と言われたら後に引くところがあるでしょう。それを北野委員は言っているのだと思いますが。組合の方針に対して気に入らない人間が「裁判する」と言ってくることを心配しているのだと思います。いくら組合が蹴っても行政が話を聞いてしまったらどうしようもありません。

〔事務局（中山副主幹）〕

話を聞いてからどう判断するのかは、当然個別に考えないといけないことですので。

〔志摩委員〕

その判断を任していたら、今まではちょっと頼りないところもあると受け取っている人もいるということです。

〔山本委員〕

だいたい今までのやり方が間違っているのです。脱退しているのに個人に許可を出し続けているのがおかしいのです。だからこういう問題が起こるのです。これからそういうことはしないようにしていかないと。

〔北野委員〕

底びき網と延なわの許可を持っています。「俺がやるから消滅したらいかん」と言います。

〔小見山委員〕

組合員でもない人間に許可を持たせているのですか。

〔志摩委員〕

共同漁業権なら出さなくていいですが、県の許可だから出すじゃないですか。それを取り上げるとなると裁判になれば負けます。

〔北野委員〕

ですが、更新のときに削除していくのならわかるのです。

〔志摩委員〕

更新のときに「うちの地先はやってもらおうと困る」ということは言えるはずです。

〔北野委員〕

次々と許可を更新していくのが不思議でなりません。それを更新するから、ちょっとのことで文句を言ってお金にするのです。

〔志摩委員〕

聞いた話では、底びき網などの許可を更新するときに、「許可を出すことは構わないけど、うちの地先でやってもらおうことは同意できん」という話もあったような気がするのですが。

〔事務局（柏山課長）〕

漁業法が改正され、継続許可という考え方の中でやっていくことになっていますので、操業区域等の条件が同じであれば継続許可をするということになっています。

〔小見山委員〕

仮に私がいま組合を辞めたら、いま持っている許可を全部持って出られるということですか。

〔志摩委員〕

ですが、更新のときに、共同漁業権の各権利者の同意は必要だったと思いますよ。

〔小見山委員〕

それなら誰も同意しないでしょう。

〔志摩委員〕

それは、県側が許可を下ろしているからです。組合としても、「この人はうちの地先ではやってもらおうと困る」ということもあるでしょう。確かそんな話だったと思いますよ。ですから、うちのA氏はたこつぼなわの許可を持っていても白方でやらなかったのです。「やらさん」と言われたので。これが○か×かというとき、当時は「しょうがないです」という話だったように思います。

〔北野委員〕

ひょっとしたら、（当人が）また水産課の方にも行くと思います。

〔志摩委員〕

「勝手に（漁業権を）消滅されても困る」ということでしょうか。「あんたら補償ももらっているのに、わしは1銭ももらってない」ということを言っているのでしょうか。

〔橋本委員〕

許可証を交付しているのに、4月20日頃になると堂々とまだこ釣りをしています。

〔事務局（柏山課長）〕

まだこ釣りとなつぼなわの漁業時期の違いというのは当然ありますので、許可証の範囲内でやらないといけません。許可を外れた時期にやっているのであれば問題があります。

〔北野委員〕

組合員ではない人間に関しては、次の更新から共同漁業権の区域を省いてほしいのです。許可を取り上げろとは言っていない。取り上げてしまえば、そのような人間

ですから「生活が」といって訴えてきます。

〔小見山委員〕

「省け」というのと「取り上げろ」というのは一緒ではないのですか。

〔宇山委員〕

組合員ではないのだから、共同漁業権区域と重なっている区域については除くという考え方でしょう。

〔志摩委員〕

要は、許可の更新のときに地元の漁協が「この人は同意せん」と言えば、やれんということだったと確か聞いたはずですが。許可は更新されるけど、「『やらさん』と言われたらその場所はやれんでしょうね」という話を聞いたことがあります。北尾さんが課長の時代だったと思いますが。

〔北尾会長〕

話を戻しますが、今回は、利害関係者の意見をどこまで聴くかということですが。初めてなので、どんな意見が出てくるかはわかりませんが、一旦1か月様子を見て、おかしな意見が出てきたら、またこの海区委員会で報告していただければと思います。

〔北野委員〕

1か月待ってみて、その人から何も意見が出てこなかったらいいのですが。何課になるかはわかりませんが、おそらく6月以降に県へいくと思います。既に行っているかもしれません。

〔小見山委員〕

その人は、たこつぼなわをやっているのですか。

〔北野委員〕

たこつぼなわではなく、釣りと延なわです。

こんな場で言いたくはありませんが、私も高松土木には言っています。影響補償ではなく、共同漁業権の消滅という名目で補償金を出すので、一銭たりともお金を出すことにはうちの漁協としては同意できません。

〔事務局（柏山課長）〕

先ほども担当が説明しましたが、利害関係人としてどこまで見るのかということもありますし、意見として漁場計画に反映する必要があるのかどうかということもあります。当然、漁協が地域の多くの漁業者の了解を得た上で出てきた漁場計画の方が重要だと私は思います。

〔北野委員〕

改正漁業法では、組合員の力も一般人の力も平等だと謳われているのです。

〔事務局（柏山課長）〕

ただ、やはり漁協の総会で特別議決を受けたものについては、重きを置くということで、それは全漁連の方からもお話があったと思います。

〔北野委員〕

ですが、正式には、一般人であろうが漁業者であろうが対等に考えろと漁業法に謳われています。私も本を買って調べているのです。

〔小見山委員〕

謳われているけど、県は漁業者を優先すると言っていない wasn't it?

〔事務局（柏山課長）〕

当然、漁協の特別議決は重たいことですから、一人が反対したからといってやめるという話にはならないと考えています。

〔北野委員〕

私も改正漁業法の本を何回も読み返しているのです。

〔山本委員〕

まあ来たら来たで水産課に任せましょう。

〔北尾会長〕

水産課が適当にあしらってくれると思います。

一点だけ聞きたいのですが、鴨庄の計画番号2番については、一つの漁業権ということですか。

〔事務局（中山副主幹）〕

連接一体を成しているため、一つと見なしています。

〔北尾会長〕

わかりました。その他ご意見はありませんか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

では、今回の事前協議については、意見なしということで回答したいと思います。

最後に、「その他」ということで、事務局からよろしくお願いします。

〔事務局（恩田主任技師）〕

（資料に基づきサワラの漁況について説明）

〔北尾会長〕

ただいま、サワラの漁況について事務局から説明がありました。この件について、何か意見はありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

特に無いようですが、その他、質問等ございますか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは、以上で本日の会を終わります。ありがとうございました。

〔閉 会 午前11時08分〕

上記は第380回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北尾 登史郎

署名委員 山本 浩智

署名委員 筒井 由果